

「さのまる郷土愛デザインマーク」使用の手引き

2020年4月

1 趣旨

さのまる郷土愛デザインマーク（以下、「マーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 マークのデザイン

マークのデザインは、次のデザインとし、4C（フルカラー）2種、またはグレースケール2種の4種類とする。



3 マークの使用基準

マークを使用できる基準は、次のとおりとする。

- (1) 佐野市民、市出身者及び市内事業所が主体的に作成・使用するものであること。
- (2) 市のPRに寄与するものであること。
- (3) 市及びさのまるの品位を損なわないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。

4 マークの使用報告

マークを使用する際は、使用者・用途・作成数・使用する製作物の見本を既定の報告書（別記様式第1号）または任意の様式で都市ブランド推進課へ報告するものとする。

5 順守事項

マークを使用するものは、各号を順守しなければならない。

- (1) マークのデザイン・形状・色を変更しないこと。
- (2) マークのデザイン上に、新たなデザイン・装飾の追加は行わないこと。
- (3) 販売するものに使用する場合は、「佐野ブランドキャラクター使用申請書」を提出しなければならない。

別記様式第 1 号

さのまる郷土愛デザインマーク使用報告書

年 月 日

佐野市長 岡部 正英 様

住 所 _____
(法人その他団体にあつては、事務所または事業所の所在地)

氏 名 _____

次のとおり、さのまる郷土愛デザインマークを使用したいので報告いたします。

使用する製作物	
使用する製作物数	
連絡先	担当者名 : 電話番号 : F A X : E - MAIL :

- ※ 製作物の種類が複数の場合は、全て記載してください。
- ※ 製作物の見本または写真を添付してください。
- ※ 販売するものに使用する場合は、「佐野ブランドキャラクター使用申請書」の提出が必要です。